

事務連絡
平成30年9月14日

指定居宅介護支援事業所
管理者様

音更町保健福祉部
地域包括支援センター高齢者福祉課長

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた居宅サービス計画
の届出について（通知）

町行政につきましては、日頃格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の市町村への届出が新たに義務付けられたことから、下記のとおり提出書類等につきまして通知いたします。

記

1 提出書類

- (1) 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置付けた居宅サービス計画理由書
- (2) 基本情報
- (3) アセスメント表
- (4) 居宅サービス計画書（第1表～第7表）

2 提出期限

居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月の末日

3 提出先及び問合せ先

音更町保健福祉部地域包括支援センター
高齢者福祉課介護保険係

〒080-0104 河東郡音更町新通8丁目5番地

TEL：0155-32-4567 FAX：0155-32-4576

4 届出の対象となる居宅サービス計画

平成30年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号）に規定する要介護度別の利用回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付ける居宅サービス計画（身体2生活2等の身体介護が混在するサービスは除きます）

※厚生労働大臣が定める回数

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27回	34回	43回	38回	31回

5 その他

本届出の趣旨として、平成30年5月10日付け厚生労働省老健局振興課長通知のとおり、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっている居宅サービス計画について、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により多職種協働の検証を行うとされております。

そのため、届出された居宅サービス計画を作成した介護支援専門員におかれましては、必要に応じて電話等での聞き取りやヒアリング、町（地域包括支援センター）が主催する地域ケア会議等に参加いただき、ケアプランについて説明いただく場合があります。（ヒアリングや会議の開催を実施する際は事前にご連絡させていただきます）